

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則（平成30年6月19日西設相制第000033号）

この改正規定は、平成30年6月19日から実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
167-6	当社	中継事業者及び当社等	端末系事業者
310-17	特定端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
443-16	PHS事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
479-20	端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-15	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-16	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者

番号	第2表(参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び当社	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び特定端末系事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	PHS事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び端末系事業者(発信事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
D 1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。